

# | | 鳥取県公報

平成 26 年 3 月 28 日 (金) 号外第44号

毎週火・金曜日発行

		目 次	
$\Diamond$		教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓~	
			• • • • • • • • • • • 2
	ļ	鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令(	2) (") • • • • • 5

# 教育委員会訓令

#### 鳥取県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務部局職員の任免発令規程(昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

次の衣の以正則の欄に指りる規定を向衣の以正仮の 改 正 後	改正前						
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)						
職員の任免の発令の	職員の任免の発令の						
形式	形式						
第1 一般職の職員(臨時	第1 一般職の職員(臨時						
的任用職員及び非常勤職	的任用職員及び非常勤職						
員を除く。)の場合	員を除く。)の場合						
1~10 略	1~10 略						
11 併任(任命権者を異	11 併任(任命権者を異						
にする他の部局若しく	にする他の部局若しく						
は他の団体に所属する	は他の団体に所属する						
者をそのまま職員とし	者をそのまま職員とし						
て任用する場合、地方	て任用する場合、地方						
自治法(昭和22年法律	自治法(昭和22年法律						
第67号)第252条の17	第67号)第252条の17						
(地方独立行政法人法	(地方独立行政法人法						
(平成15年法律第118	(平成15年法律第118						
号) <u>第124条第2項</u> にお	号) <u>第91条第2項</u> にお						
いて準用する場合を含	いて準用する場合を含						
む。)の規定により派	む。)の規定により派						
遣を受ける場合又は現	遣を受ける場合又は現						
に有する職員の種類若	に有する職員の種類若						
しくは職を保有させた	しくは職を保有させた						
まま、他の職員の種類	まま、他の職員の種類						
及び職を命ずる場合)	及び職を命ずる場合)						
鳥取県にあわせて	鳥取県にあわせて						
任命する	任命する						
勤務を命ずる	勤務を命ずる						
を命ずる	を命ずる						
12~48 略	12~48 略						

49 派遣(地方自治法第 252条の17 (地方独立 行政法人法第124条第 4項において準用する 場合を含む。)、外国 の地方公共団体の機関 等に派遣される職員の 処遇等に関する条例 (昭和63年鳥取県条例 第3号。以下「海外派 遣条例」という。)第 2条第1項若しくは鳥 取県公益的法人等への 職員の派遣等に関する 条例(平成14年鳥取県 条例第3号。以下「公 益的法人等派遣条例 という。) 第2条第1 項の規定又は指導主事 の派遣に関する協定に より派遣する場合) 地方自治法第252条の (ア) 派遣先とする。 17の規定(外国の地方 公共団体の機関等に派 遣される職員の処遇等 に関する条例第2条第 1項の規定・鳥取県公 益的法人等への職員の 派遣等に関する条例第 2条第1項の規定・指 導主事の派遣に関する

派遣の期間中、給料、〇海外派遣条例又は公益 扶養手当、調整手当、 住居手当及び期末手当 のそれぞれ100分の(イ) ……を支給する(派遣 の期間中、給与は支給 しない)

協定) により(ア)……

へ…年…月…日まで派

50~59 略

遣する

第2~第4 略

的法人等派遣条例の規 定により派遣する場合 に限る。

(イ) 支給する割合と する。

49 派遣(地方自治法第 252条の17、地方独立 行政法人法第91条第4 項、外国の地方公共団 体の機関等に派遣され る職員の処遇等に関す る条例(昭和63年鳥取 県条例第3号。以下 「海外派遣条例」とい う。)第2条第1項若 しくは鳥取県公益的法 人等への職員の派遣等 に関する条例(平成14 年鳥取県条例第3号。 以下「公益的法人等派 遣条例」という。)第 2条第1項の規定又は 指導主事の派遣に関す る協定により派遣する 場合)

17の規定(地方独立行 政法人法第91条第4 項、外国の地方公共団 体の機関等に派遣され る職員の処遇等に関す る条例第2条第1項の 規定・鳥取県公益的法 人等への職員の派遣等 に関する条例第2条第 1項の規定・指導主事 の派遣に関する協定) により(ア)……へ…年 …月…日まで派遣する 扶養手当、調整手当、 のそれぞれ100分の(イ) に限る。 ……を支給する(派遣 (イ) 支給する割合と の期間中、給与は支給 しない)

50~59 略 第2~第4 略

地方自治法第252条の (ア) 派遣先とする。

派遣の期間中、給料、〇海外派遣条例又は公益 的法人等派遣条例の規 住居手当及び期末手当 定により派遣する場合

する。

附則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

#### 鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程(平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

	Ē	改 正 後	改 正 前											
	川表第1(第3条、第4条、第6条-第8条関係)						別表第1(第3条、第4条、第6条-第8条関係)							
	1 共通事項						1 共通事項							
	事項事務処理権						事項事務処							
	限の区分							限の区分						
			教	専決	央権者				教	専決	権者			
			育	教	課所				育	教	课 所			
	種類	内容	委	育	長 長		種類	内容	委	育:	長 長			
			員	長	等 等				員	長	等等			
			会						会					
	略		1		1		略	I			I			
	四 その他の業務	略					四 その他の業務	略						
	に関する事務	11 事務部局の			00		に関する事務	11 事務部局の		(	0 0			
		臨時的任用職						臨時的任用職						
	員(任用期間							員(任用期間						
		が 1月 未満の						が16日未満の						
		<u>オに限る。)</u>						*** 10日 木調 ***						
		の任免及び給						の任免及び給						
		与の決定						与の決定						
		略						略						
	$2 \sim 7$ 略						2~7 略							
別表	表第3(第9条-第1	2条、第14条、第16	条関	係)		別	表第3(第9条-第1	2条、第14条、第16	条関	係)				
	1・2 略						1・2 略							
	3 小中学校課						3 小中学校課							
	事	頁	事	務ע	1理権		事	項	事	務処	理権			
			限	の区(	分				限の	の区分	子			
			教	専	委				教	専	委			
			育	決	任				育	決	任			
			長	権	決				長	権	決			
				者	裁					者	裁			
	種類	内容		"	権		種類	内容		1	権			
	7.主龙只	11/17			者		1年規	1.14			者			
				≑⊞	+					<b>≑</b> Ⅲ				
				課	課					課	課			

			長	長					長	₽
			等	等					等	车
略						略				
六 教育職員免許			-			六 教育職員免許		1	ı	ı
法に関する事務	3 1及び2に					法に関する事務				
	掲げるものの						掲げるものの			
	ほか						ほか			
	(1) 重要な	0					(1) 重要な	$\circ$		
	もの						もの			
	(2) 軽易な		0				(2) 軽易な		0	
	もの						もの			
七 社会教育法	1 同法に基づ									
(昭和24年法律	く事務のうち									
第207号)に関	次に掲げる事									
する事務(学校	務									
に在籍する児	(1) 同法第	$\circ$								
童、生徒等の保	11条第1項									
護者及び当該学	の規定によ									
校の教職員で構	る社会教育									
成される団体の	関係団体に									
連合会に係るも	対する指導									
のに限る。)	又は助言									
	(2) 同法第		0							
	13条の規定									
	による社会									
	教育関係団									
	体に対する									
	補助金を交									
	付しようと									
	する場合に									
	おける社会									
	教育委員の									
	会議からの									
	意見聴取									
	(3) 同法第		0							
	14条の規定									
	による社会									
	·									
	教育関係団体に対する									
	体に対する									
11 7. 00 hb 00 446 760	報告の要求				<b>ا</b>	L 7. 00 114 00 346 740	m/s		<u> </u>	
八 その他の業務	略					七 その他の業務	略			
に関する事務					J  l	に関する事務				
~6 略						4~6 略	÷==			
社会教育課				· ·	1 r	7 家庭・地域教育		1	<b>→</b> Ł :	
事	頃	事務	6処	理権		事	頃	事	務処	: 理

			限の	の区分	<del>}</del>
			教	専	委
			育	決	任
			長	権	決
				者	裁
種類		内容			権
					者
				課	課
				長	長
				等	等
一 社会教育法	略				
(昭和24年法律					
第207号)に関					
する事務 <u>(学校</u>					
に在籍する児					
童、生徒等の保					
護者及び当該学					
校の教職員で構					
成される団体の					
連合会に係るも					
<u>のを除く。)</u>					
略					

#### 8~11 略

## 12 体育保健課

事	事務処理権				
	限の区分				
		教	専	委	
		育	決	任	
		長	権	決	
			者	裁	
種類	内容			権	
				者	
			課	課	
			長	長	
			等	等	
略					

			限の	の区分	<b>→</b>
			教	専	委
			育	決	任
			長	権	決
				者	裁
種類		内容			権
					者
				課	課
				長	長
				等	等
一 社会教育法	略				
(昭和24年法律					
第207号)に関					
する事務					
略					

#### 8~11 略

## 12 スポーツ健康教育課

事項 事務処理権								
	限の区分							
		教	専	委				
		育	決	任				
		長	権	決				
			者	裁				
種類	内容			権				
				者				
			課	課				
			長	長				
			等	等				
略								
四 スポーツ基本	1 同法第10条	0						
法(平成23年法	第1項の規定							
律第78号)に関	によるスポー							
する事務	ツの推進に関							
	する計画の決							
	定							
	2 1に掲げる							
	もののほか							
	(1) 特に重	0						

								要なもの			
								(2) 重要な		0	
								もの			
								(3) 軽易な			0
								もの			
四 その他の業務	1 感染症の予		0		<u>Ŧ.</u>	その他の業績	务	1 感染症の予		0	
に関する事務	防及び感染症				1	に関する事務		防及び感染症			
	の患者に対す							の患者に対す			
	る医療に関す							る医療に関す			
	る法律第53条							る法律第53条			
	の8第3項の							の8第3項の			
	規定による児							規定による児			
	童生徒の健康							童生徒の健康			
	診断の期日又							診断の期日又			
	は期間の指定							は期間の指定			
	に関する指示							に関する指示			
								2 国民体育大		0	
								会知事表彰の			
							Ļ	決定			
	2 高等学校運	0						3 高等学校運	0		
	動部に対する							動部に対する			
	強化部の指定							強化部の指定			
	<u>3</u> 一から <u>三</u> ま							<u>4</u> 一から <u>四</u> ま			
	で <u>並びに1及</u>							で <u>及び1から</u>			
	<u>び2</u> に掲げる							<u>3まで</u> に掲げ			
	もののほか							るもののほか			
	(1) 特に重	0						(1) 特に重	0		
	要なもの							要なもの			
	(2) 重要な		0					(2) 重要な		0	
	もの							もの			
	(3) 軽易な			0				(3) 軽易な			0
	もの							もの			

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。